

平成 15 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 新 日 本 無 線 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 久 米 一 弘  
(コード番号 6 9 1 1 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 総 務 本 部 副 本 部 長 矢 村 光 夫  
( T E L 0 3 - 5 6 4 2 - 8 2 2 2 )

## ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 7 月 25 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20、第 280 条ノ 21 及び第 68 回定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権の具体的な内容を下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

### 記

- |   |  |
|---|--|
| 1. 新株予約権の発行日  | 平成 15 年 8 月 1 日  |
| 2. 新株予約権の発行数  | 136 個(新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 1,000 株)   |
| 3. 新株予約権の発行価額   | 無償   |
| 4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数                                 | 当社普通株式 136,000 株   |
| 5. 新株予約権行使時に払込をなすべき額                                  | 平成 15 年 8 月 1 日に確定する。  |
| 6. 新株予約権の行使により発行又は移転される当社普通株式の総額                      | 平成 15 年 8 月 1 日に確定する。  |
| 7. 新株予約権証券の発行   | 新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。   |
| 8. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価額中資本に組入れない額 | 1 株当たりの払込価額（平成 15 年 8 月 1 日に確定します。）から、資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、1 株当たりの払込価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。 |
| 9. 勧誘の相手方の人数及びその内訳                                    | 当社の取締役、監査役及び従業員の合計 19 名に割当する。  |

### 【ご参考】

- |                         |                                      |
|-------------------------|--------------------------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 15 年 5 月 20 日                     |
| (2) 定時株主総会の決議日          | 平成 15 年 6 月 27 日                     |
| (3) 新株予約権の行使期間          | 平成 16 年 1 月 7 日から平成 19 年 12 月 20 日まで |

以 上